

高鍋町告示第51号

平成22年第6回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年11月24日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成22年11月29日（月）

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

緒方 直樹君

黒木 正建君

池田 堯君

水町 茂君

大庭 隆昭君

柏木 忠典君

矢野 友子君

岩崎 信や君

八代 輝幸君

徳久 信義君

中村 末子君

春成 勇君

永谷 政幸君

時任 伸一君

山本 隆俊君

後藤 隆夫君

○応招しなかった議員

平成22年 第6回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

平成22年11月29日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成22年11月29日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第52号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第4 議案第53号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第5 発議第9号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

(以上3件)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第52号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第4 議案第53号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第5 発議第9号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

(以上3件)

出席議員(15名)

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
7番 柏木 忠典君	8番 矢野 友子君
10番 岩崎 信や君	11番 八代 輝幸君
12番 徳久 信義君	13番 中村 末子君
14番 春成 勇君	15番 永谷 政幸君
16番 時任 伸一君	17番 山本 隆俊君
18番 後藤 隆夫君	

欠席議員(1名)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壺岐 昌敏君 事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	間 省二君	政策推進課長	……………	森 弘道君
建設管理課長	……………	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	…	松木 成己君
産業振興課長	……………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	原田 博樹君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	井上 敏郎君
税務課長	……………	田中 義基君	上下水道課長	……………	森 俊彦君
教育総務課長	……………	黒水日出夫君	社会教育課長	……………	三嶋 俊宏君

午前10時00分開会

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。

1期4年の最後の議会になろうかと思いますが、ひとつよろしくお願いをいたします。

それでは、只今から平成22年第6回高鍋町議会臨時会を開会をいたします。

これから、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。去る11月25日、午前10時より、第3会議室において議会運営委員会が開かれましたので、御報告いたします。

委員1人が欠席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部、事務局も同席しました。今回の案件は、人事院勧告に伴い、一般職の給与、期末及び勤勉手当、常勤特別職の給与及び手当に関する条例の一部改正2件が提案されます。

また、例年では議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正提案については、これまでの議論を踏まえて、議員提案とすることをさきの議員協議会で決めているところです。2議案について、執行部に説明を求め、事務局は日程の説明を行い、全員一致を見ましたので、御報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後藤 隆夫） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、13番、中村末子議員、14番、春成勇議員を指名をいたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（後藤 隆夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は別記のとおり、本日11月29日の1日間にしたいと思っております。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は1日間に決定をいたしました。

日程第3. 議案第52号

日程第4. 議案第53号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第3、議案第52号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、日程第4、議案第53号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてまで、以上2件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。おはようございます。提案理由を申し上げます。

議案第52号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について及び、議案第53号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第52号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございますが、今回の改正は、人事院の勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われたことに伴い、これに準じて職員の給与改定を行うため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、中・高齢層の職員の給料月額を引き下げ及び期末勤勉手当の支給割合の引き下げ、並びに職務の級の6級で55歳を超える職員の給料月額を引き下げでございます。

次に、議案第53号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございますが、今回の改正は、人事院の勧告を踏まえ、国の特別職の職員の期末手当の支給割合の引き下げが行われたことに伴い、これに準じて高鍋町常勤特別職の職員及び教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定するため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

以上、2件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（間 省二君） それでは、議案第52号、53号、関連性がありますので、

同時に説明していきたいと思います。

今回の改正は、非常に人勸の内容がちょっと複雑になっておりますので、概要版を別紙でお配りしていると思いますので、そちらのほうで御説明していきたいと考えております。

今回の改正は、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われることに伴い、国に準じて職員の給与改定を行うため、関係条例について所要の改正を行います。

改正の主な内容は、給料月額を引き下げ、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げでございます。

今回の改正は、国と県のほうがちょっと人事院勧告が内容が違っておりますので、途中で県と国との違いを説明していきながら、御説明したいと思います。

①の給料表の改定でございます。

今回、中・高齢層でございますが、給料月額に限定して引き下げ、改定率0.1%引き下げることでございます。給料改定なしが——高鍋町職員の場合161名でございますけど——68人が今のところ給料改定はないと、給料引き下げが93人という形になっております。

給料月額を引き下げでございますが、これは12月1日から給料引き下げになります。1級の1号から93号給、2級の1号から64号給、3級の1号から48号給、4級の1号から32号給、5級の1号から24号給、6級の1号から16号給までは改定ございません。一応、議案の6ページから10ページ等に給料表が載っておりますのでごらんください。

それから、55歳を超える職員の給料及び管理職手当の減額でございます。これにつきましては6級のみとなっておりますが、高鍋町の場合は6級制でございます。市とかは8級制をとっておりますが、課長職が一応今現在13名おります。一応55歳以上超えておりますのが10名でございます。国は減額の1.5%をと、県のほうはこれが減額の1.0%になっておりますけど、一応高鍋町の場合は国の人勸に準じるという形になりますので、1.5%の減額で組合とも妥結いたしております。

それから続きまして、2番の一般職の期末勤勉手当でございます。

0.2月の引き下げでございます。現行が4.15月を3.95月にするものでございます。

下の表をごらんください。現在22年の12月でございますけど、もう6月済んでおりますので12月に改定するという形になります。期末手当の1.5月を1.35月、減額の0.15月でございます。勤勉手当を0.7の0.65月、減額の0.05月、計の2.20を2.0月の減額の0.2月、年間計は4.15が3.95という形で、0.2月の減額になります。それを今度は、23年6月と12月にふるい分けるという形になります。年間の計は3.95月という形になります。

それから、その下の再任用職員ですが一般職給与が変わりますので、当然再任用も変えます。2.20月を2.10月と減額の0.10月になります。

続きまして、裏面の2ページをお開きください。3番の特別職期末手当は、議案第53号ですので、ちょっと一部最後のほうに回したいと思います。

括弧4の、現給保障者の給与改定でございます。平成18年3月31日に受けていた給料月額に100分の99.59を乗じます。これは、18年で新給与改定になりましたので、現給保障がありますので、その分について99.59を乗じ、減額するという形になります。

それから、5番の平成22年12月に支給する期末手当の特例でございますが、平成22年12月期末手当から給料足す管理職手当、扶養手当、住居手当に0.28を掛けた8カ月分、これは4月分から遡及する形になります。それから平成22年6月期末勤勉手当に0.28を掛けた額を12月期末手当から差引くと。これは国のほうは0.28ですが、県のほうは0.23で打診がっております。

それから、続きまして議案第53号です。括弧3、特別職の期末手当でございます。

一般職に準じまして、0.15月引き下げ、年間現行3.10を2.95月に改正するものでございます。22年12月の1.65を1.5、減額の0.15月、3.10を2.95月といたします。

それから、23年6月を1.45を1.40、23年12月を1.5を1.55月として、年間2.95月とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第52号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。詳細な人事院勧告の概要について、資料が配付されておりますけれども、これによりますと、いわゆる中・高齢層の引き下げということになっておりますけれども、人事院勧告はどういった資料に基づいた形でのこういった提示をしてきたのか。例えば若年層については、逆に公務員の給与が低いと判断しているのか、同額であると判断しているのか。いわゆる企業の給与体系というのは年々変化してきておりますので、年功序列からいろんな形へ変わってきていますよね。それをどういった形で人事院勧告の中で当てはめてきたのかということ、まず1点質疑をさせていただきたいと思っております。

もう1点は、県の人事委員会勧告については、緩やかな判断となっているようなんですけれども、これについて、全国での格差是正というのがうたわれている中で、高鍋町はどういった判断をもって国のほうの人事院勧告、これを使ってきたのかということ、判断をしてきたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。1番の中・高齢だけが引き下げられているという

件でございますけれども、これにつきましては、人事院勧告において、企業の18年以前は100人以上だったんですけど、一応それを50人まで下げて、民間レベルとの格差を是正していくという形で人勧の答申の内容がされております。

それにつきまして、若年層等を民間と比較した場合、民間のほうが有利だということで、若年層は今回引き下げをしなかったという形で文書等が来ております。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。2番目の質問、県の人事委員会勧告との関連ですが、先ほど詳細説明で総務課長も申しましたように、県の人事委員会の勧告は下げ幅が緩やかになっております。これは、宮崎県の人事委員会が国・県等、企業等の地域間格差を調査されて出された数字だというふうに思っております。高鍋町におきましては、今までも国の人事院勧告を尊重するというのが一つの大きな基準で、今ずっと改定をしてきておりますので、それをもとに、今回高鍋町については、国に準じた形で改定を行うと。それと、県内の他市町村等の動向をいろいろ調査しておりますが、それによりますと、約9割の市町村については国の人事院勧告を尊重しているというような状況ですので、そういうことを踏まえた上で、高鍋町としてはこういう形で提案をしたところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。なぜこのような質疑をしたのかというのは、私も子育てをしてきましたので、よくわかるんですよ。というのは、年齢が高くなれば高くなるほどたくさんもらっていいような気がするんですけども、宮崎県——特に高鍋町あたりでもそうですけども——にいる私たちとしては、どうしても子供の教育を受けさせていくためには、県外に出していかないといけないというハンディがございます。そのハンディとともに、学費など、ボーナスなどをやっぱり当てにして貯蓄をしていっている、計画的にしていっている方にとって、今回の下げ幅というのはかなりこたえていくんじゃないかなという部分がちょっとあるんですよ。

確かに、組合との交渉もお互いに合意に達しているということはおっしゃったんですけども、ここで見た場合、本当にここで7万円ぐらいが下がっていくということ自体が、どうなのかなと。やはり学費を年に2回に分けて支払ったとしても、50万円、60万円の学費を25万円ぐらいずつそこでしていかなければならないということになると、非常にやはりこの7万円の引き下げっていうのが非常にきついということを言わざるを得ないと思うんですよ。そういった個別の個人感情を出していくわけではないんですけども、私はやはり主婦である立場から考えると、非常に今回の人事院勧告というのは酷だなあと思うんですね。だから、都会との格差、そして今消費のいわゆる食料品などの値段の格差というのは、そう、インターネットの流通から考えて、そうないんですね、考えてみると。非常にそういうことからすると、逆に宮崎のほうが流通過程から言えば、流通の費用を払っていかねばならないということから考えれば、逆に言えば高目の物を買っていかねばならないと、消費していかねばならないということを考えたときには、

地域間格差が非常にこれでまた進んでいくんじゃないかなと、非常に心配するわけですよ
ね。

私ちょっとお伺いしたいんですけど、職員組合のほうなのか、職員が独自でなのか私わ
かりませんが、プレミアム商品券が出されましたけれども、これとか子育て応援の商
品、子育て応援のとくとく、これに役場の職員、いわゆる公務員世帯の方々、たくさん頑
張っていただいたと思うんですけども、大体幾らぐらいつかんでらっしゃるところで、
1人の職員当たりがどのくらいの協力をしていただいたのかっていうことはつかんでいら
っしゃいますか。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前10時20分休憩

.....
午前10時20分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは再開をいたします。

総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。プレミアム子育ての件につきましては、組合と協
議する中において、1人当たり3万円ぐらひは何とか協力できないだろうかという話で、
一応回覧で回した経緯はありますが、その実数についてはつかんでおりません。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 私は、だからこういうことからして、皆さんやっぱり回覧を回
してでも、口蹄疫のことで疲弊をしたこの高鍋町を、何とかして再開をしていくまで頑張
ろうじゃないかということで、やっぱり回覧を回して協力する体制っていうのは十分に職
員の間ではあったと思うんですね。だから、私はそれが言いたいんですよ。今度やはりま
た年末あたりにプレミアム商品券なんかが出された場合に、これだけ給与が引き下げられ
てしまったら、ボーナスが引き下げられてしまったら、いやあちょっとどうしようかなと
いうふうなところでちゅうちょする部分というのはかなり出てくると思うんですね。

だから、私は地域全体のことを考えたときに、今度の口蹄疫のことも考えたときに、国
の人事院なり、県の人事院ともよく相談をしていただいて、できれば職員の分については
保留してもらえないかということぐらい何で提案ができなかったのかなと、協議できな
かったのかなというのが、私が一番質疑をしたかったところなんですよ。

だから、やはり人事院勧告というのは、確かに全国的レベルであるんですけども、今回
口蹄疫の問題について、非常に地域が疲弊してくる、その状況の中で、じゃあ、どうした
らいいのかということをやっぱりみんなで考えていく、それがやっぱり私たち議員の役割
ではないかなと思いましたが、質疑をしましたけれど、この問題について協議があった
のかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。お尋ねの件については、大変ありがたいお言葉だとい

うふうに感じておりますが、直接そのことについて協議等はしておりません。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。この人事院勧告の一般職の期末手当と勤勉手当の引き下げ含めて0.2%ということになっておりますが、本町においては、勤勉手当に関しましては勤務評定を採用するということで、6月以降なっております。その結果、他市町村においては、勤務評定をしていない市町村が多いと思うんですが、本町とにおいてとの差は、メリットがあるのかデメリットなのかをまず最初に伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。人事評価は、一応12月からもう実施するというところで、6月、9月の時点において今勤務評価をやっております。ただ、その分が人事院勧告の中でどのようにプラスかマイナスかと言われる問題だろうとは思いますが、そこは今のところ具体的に精査はいたしておりません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。私は、この勤勉手当の係数0.7カ月、100分の70%が固定されておるというふう思うんですね。

前の議会のときに一般質問もしましたけども、この係数を固定すべきではないというのが私の見解ですね。そうした場合には、当然勤務評価をされた結果、係数を掛けるんだから、私は減ると思うんですね。だから係数を、今回においては固定された係数において0.06カ月分減すということだから、職員とすれば、勤務評定を受ける立場からすればマイナスになると、それであれば、私は期末手当だけをすべき問題ではなかろうかと思うんですが、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。期末手当の、確かに0.7を0.65に変えますけど、0.7ちょうのは、あくまでも通常レベルであれば0.7を出すという形になります。ですから、勤務評定が悪い方については0.4とか0.5、勤務評定がいい方につきましては0.7とか0.75という形が出てきますから、一概にマイナスだけになるということはありません。ただ、今まで0.7でしたから、大卒の人数で0.7掛けた金額を超えることの支出はできませんけど。

そういう形になりますので、御理解ください。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから議案第52号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。議案第52号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

4月20日からの口蹄疫で、畜産農家はもとより、耕種農家、商工業など、その被害は甚大なものでした。高鍋町では、商店街活性化策の一つとしてプレミアム商品券の発行を助成しましたが、その中で高鍋町の職員の皆さんも積極的に支援を行ったことを聞いております。

今回の人事院勧告に伴うことであっても、ボーナス等の引き下げとなれば、この議案提案は、年末にかけて商店街活性化にも一抹の不安がございます。この議案提案は、一致団結してこの難局を乗り切ろうとするその気持ちをくじくのではないかとの懸念があり、反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を起立によって採決をいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第52号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第53号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を起立によって採決をいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第53号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決をされました。

日程第5. 発議第9号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第5、発議第9号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。発議第9号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。提出者、高鍋町議会議員中村末子、賛成者、高鍋町議会議員緒方直樹。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえ、国の特別職の職員の期末手当の支給割合が一般職に準じて引き下げが行われることに伴い、これに準じて議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。これを見てもみますと、1.5%の削減ということですよな。ですよな。

それでは、さきの議会において、中村議員初め、賛同者もですが、5%削減案を提出されたと思うんですよ。その点からして、なぜ人事院勧告には、私は議員協議会においても従わなくてもいいんじゃないかという確認もしましたが、なぜ1.5%人事院勧告に従って出されたのか、伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 中村末子議員。

○13番（中村 末子君） お答えいたしたいと思います。

この発議に関して、例年であれば、執行部のほうより同じように提案されたものでございますけれども、これはやはり議員間で特別委員会の中でも順次議論をされてきたことだろうと思います。ただし、その中で、やはり議会の議員の報酬及び費用弁償などを引き下げる場合については、議員発議が望ましいという形で、今回は人事院勧告に基づくものだけ、さきの臨時会において、議員定数の削減問題のときに起きました、確かに私は定数16で5%の削減案を提案いたしました。しかし、これは残念ながら否決されましたので、そのことは順次また後で議論をしていく必要があるかと思っておりますが、今回については人事院勧告についてのみだけ提案をさせていただきました。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。中村議員は明確におっしゃいましたが、あえて確認をしたいと思います。新議員が選出されて、12月2日以降議会が進行してまいります。その段階においては、中村議員自身も今回は人事院勧告に素直に従ったと。その後、新体制になった段階において考えるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 中村末子議員。

○13番（中村 末子君） はい、そのとおりに理解をしていただいてもよろしいんじゃないかなと思います。

賛成をいただいた緒方議員についても、同様の意見をお持ちだと思っております。そこはよくお話し合いをしておりますので、5%であるときも一緒に同意をしていただいた経緯もございますので、そこはあると思います。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号を起立によって採決をいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、発議第9号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

会議をこれにて閉じます。

これで平成22年第6回高鍋町議会臨時会を閉会をいたします。

この後、10時50分から議員協議会を開催いたしたいと思いますので、集合していただきたいと思います。大変御苦労さまでございました。

午前10時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員